

令和4年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金評価要領

1. 目的

この要領は、令和4年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、弘前市りんご産業イノベーション支援事業の評価について必要な事項を定めるものとする。

2. 評価実施日について

申請書を受理してから、2週間以内に評価するものとする。

3. 評価方法について

(1) 評価者

次の各号に掲げる者が、令和4年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業審査採点表(様式第1号)をもって評価する。ただし、評価者がやむを得ず評価できない場合、当該者所属の課長補佐あるいは次長補佐が代わって評価できるものとする。

- ①農林部りんご課長
- ②農林部農政課長
- ③農業委員会事務局次長

(2) 評価項目

評価項目は、次表のとおりとする。

ただし、評価者以外の者の意見が評価に必要な場合、事前に当該者に意見を聴取することができる。

審査項目	評価の観点
事業の内容	○事業内容が補助金の趣旨に沿った内容となっているか ○事業の内容が具体的に記載されているか ○導入する技術や検討する内容が、課題解決につながる内容となっているか
導入技術の適格性	○導入する技術は、既存の技術と比較し、先導的な取組であるか ○既存の技術を改良またはカスタマイズして実証する場合、その実現可能性は高いと言えるか
波及性	○生産者等に向けた公開の内容が、効果的な周知機会となっているか ○将来的に波及効果が期待できるか
実現性	○事業の計画が具体的で、スケジュールが妥当であるか
費用の妥当性	○予算が具体的で、事業の内容・規模に合った予算になっているか

(3) 採点基準

評価者は、評価項目ごとに次表のとおり評価をして、50点満点(5項目×10点)で採点を行う。

区 分	評 価
高く評価できる	10点
やや評価できる	8点
普通	5点
あまり評価できない	3点
評価できない	0点

(4) 決定方法

- ①各評価者の平均点が25点以上の場合、補助金を交付できるものと判定することとする。
- ②1項目でも0点の評価がある場合は、評価者の協議により、不採択とすることができる。